

京都市外来種チュウゴクオオサンショウウオ対策検討会規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第81号

京都市外来種チュウゴクオオサンショウウオ対策検討会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市外来種チュウゴクオオサンショウウオ対策検討会（以下「検討会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 検討会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第3条 検討会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの検討会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 検討会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第4条 検討会の庶務は、文化市民局において行う。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の検討会に相当する合議体の委員長又は副委員長である者は、それぞれこの規則の施行の日に検討会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)